

## 花南地区コミュニティ会議規約

### (目的)

第1条 身近な地域課題を掘り起し、自ら解決するために考え、実践することによって、活力ある住みよい地域づくりに資するべく、地域コミュニティ会議を設置する。

### (名称)

第2条 名称は、花南地区コミュニティ会議（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第3条 本会の事務所を花南振興センター内に置く。

### (事業)

第4条 本会は、住みよい地域づくりを目指して以下の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成、教育、子育てに関する事業
- (2) 地域福祉、ボランティア育成活動に関する事業
- (3) ゴミの減量、生活環境、自然環境に関する事業
- (4) 交通安全、防火、防犯等生活安全に関する事業
- (5) まちづくりや地域の生活道路整備などに関する事業
- (6) 地域の活性化を目的とした学習会開催事業
- (7) コミュニティだよりの発行
- (8) 市の施設の指定管理に関する事
- (9) その他目的達成のための事業

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名以内
- (3) 事務局 長 1名
- (4) 幹 事 5名
- (5) 監 事 2名

第6条 本会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

### (役員及び顧問の選出)

第7条 役員及び顧問の選出は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、監事は総会で選出する
- (2) 幹事及び顧問は、会長が委嘱する

### (役員 の職務)

第8条 役員 の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、これを代理する
- (3) 事務局長は、本会の会計及び庶務を担当する
- (4) 幹事は、専門部会を担当する
- (5) 監事は、本会の会計を監査し、総会にこれを報告する
- (6) 顧問は、本会に対し指導助言を行う

2 役員 の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときは、役員を補充することができるが、任期は前任者の残任期間とする。  
(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、定期総会は毎年2回、役員会は必要に応じて随時開催するものとする。

2 会議の開催は、会長が招集するものとする。

3 本会の代議員の半数以上の要請があったとき、又は会長が必要と認めるときは臨時に総会を開催することができるものとする。

(総会)

第10条 総会は、花南地区コミュニティ会議代議員設置規程により選出された代議員をもって構成するものとする。

2 総会は、代議員の半数以上の出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 総会には次の案件を付議するものとする。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他、本会に関する重要な事項

(役員会)

第11条 役員会は、監事を除く役員と行政区長及び専門委員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) 事業全般についての協議
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

(専門部会)

第12条 本会の事業運営を円滑に行うため、専門部会を置く。

2 専門部会は、専門委員で構成し、専門委員は、行政区長、各種団体及び自治会等の代表者などのほか、コミュニティ会議の活動に参画を希望する者のうちから、会長が委嘱する。

3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、専門委員の互選により定める。

4 専門部会は、事業の企画、調整及び運営を行う。

(会計)

第13条 本会の経費は、市交付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長及び職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(情報公開)

第15条 本会の会議は、全て公開を原則とする。

- 2 地区住民は、本会の議事録又は活動記録を閲覧することができる。
- 3 会長は、地区住民から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年5月16日から施行する。(幹事の設置、専門委員の規定を改正)

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。(指定管理業務追加、総会の開催回数規定)

附 則

- 1 この規約は、平成26年5月16日から施行する。(副会長の定員を改正)

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月18日から施行する。(事務局規定を追加)

附 則

- 1 この規約は、平成31年3月31日から施行する。(規約の一部を改正する規約を追加)